

様式第2号

事業計画書（提案の概要）

募集施設の名称	木之本スティックホール
---------	-------------

申請者	所在地	滋賀県長浜市地福寺町4番36号
	団体名	公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団
	代表者氏名	理事長 堀川 佳孝

指定管理料提案額	令和4年度：14,452,000円 令和5年度：14,452,000円 令和6年度：14,452,000円 令和7年度：14,452,000円 令和8年度：14,452,000円
----------	---

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第1号及び第2号】

(1) 施設の管理運営についての基本方針	4つの管理ビジョン ①つくる ②育てる ③支える ④つなぐ 7つの基本方針 ①北部地域の拠点施設としての事業の推進とサービスの提供 ②「誰ひとり取り残さない」をキーワードに、多様性への理解 ③次代の文化を担う子どもや若い世代の育成、活動の応援 ④地域密着型の施設として、地域住民と一体となった管理運営 ⑤常に「快適で、安全・安心な施設環境」を提供 ⑥高い専門性を有する管理運営体制と的確な業務遂行 ⑦地域ネットワークを活かした利用促進
(2) 指定管理者を希望する理由・目的	・当事業団の目的である「文化施設、スポーツ施設並びにその他の施設の設置及び管理運営と文化及びスポーツの事業を行い、地域住民の文化及びスポーツの振興発展と豊かな人間性の涵養に寄与」し、施設の設置目的を達成するため、地域に根差した事業を展開する。 ・木之本スティックホールを文化芸術はもとより、レクリエーション・憩いの場・集いの場・交流の場として地域の方々に幅広く利用いただけるようにし、北部地域の拠点としていきたいから
(3) 施設の課題とその対応	課題：地域の方が利用しにくく、利用内容も限定的となっている。施設の老朽化に加え、専門性を持った人材の不足がその主な要因と考えられる。 対応策：事業団の組織力を活かした専門的人材の配置、施設の有効活用を図り、地域の特徴を活かした多様なホールの利用を促進する。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4号】

(1) 管理運営の組織体制	①総合力を活用した組織体制
(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画	②安全管理をより強化する専門資格者の配置 ③人材の育成、確保等
(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等	・ホール職員としての専門性を高め、資質向上を図る ・地域に根差し、コミュニケーションが図れる職員の育成

3 利用促進等【審査基準：条例第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組（施設の特徴を活かした自主事業の展開を含む。）及び達成目標	具体的な取り組み ①専門性をもったスタッフの配置による多様な事業の展開 ②地域の特徴を最大限に活かし、地域に根差した利用の促進 ③文化ホール等のネットワークを活用した文化芸術振興事業の展開 達成目標 利用者数 令和8年度時点で13,400人
(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策	①地域団体（地域づくり協議会・文化芸術団体等）との連携 ②文化芸術により人や地域がつながるコミュニティの形成 ③新たな利用の開拓 ④文化ホール等・スポーツ施設との連携 ⑤大学との連携
(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組	①ホームページによる情報発信 ②SNSを活用した情報発信 ③子育て支援アプリの活用 ④地域に密着した情報紙等の情報媒体による発信 ⑤文スポちゃんねるの充実と媒体拡大

4 サービス向上等【審査基準：条例第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法	①利用者アンケート等を活用した市民・利用者のニーズの把握 ②意見箱の設置 ③地域団体等からのヒアリング
(2) 利用者等からの苦情等に対する対応	①丁寧な一次対応の実施 ②意見、要望、苦情の組織での情報提供 ③クレームに対する処理手順のマニュアル化 ④ホームページ等により苦情の内容とその対応策について公表
(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組	①休館日の設定 ②職員のスキルアップ ③データ分析によるニーズの把握 ④オンラインチケットの導入 ⑤文スポ友の会によるチケットの先行販売 ⑥舞台管理運営に関しての協力ボランティアを育成 ⑦PDCAサイクルを活用した利用者満足度の分析管理 ⑧駐車場利用の適切誘導

5 施設の管理運営等【審査基準：条例第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ①複数施設一括管理による経費削減 ②電気供給会社の契約内容検証、見直し等による電気使用料金削減 ③環境にも配慮した経費削減の取り組み
(2) 利用料金の設定及び設定根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金は条例の料金体系を採用
(3) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全を最重要視する質の高い維持管理業務 ・チェックリストの活用による維持管理業務の質の向上 ・予防保全に基づき、高品質な維持管理業務の推進 ・日常的な巡回の徹底 ・修繕計画のもと、適切な時期に適切な修繕の実施

6 その他【審査基準：条例第4号】

(1) 利用者の個人情報保護のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ①個人情報保護に関する職員の意識高揚 ②個人情報保護に関する管理体制の強化 ③個人情報取り扱いマニュアルの遵守 ④プライバシーと人権に対する十分な配慮 ⑤情報公開請求への対応 ⑥情報セキュリティ基本方針にもとづいた情報管理
(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組	<ul style="list-style-type: none"> ①SDGs 達成に向け、エネルギーや資源の有効活用 ②日常の管理運営における省エネへの取り組み ③環境美化への取り組み
(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急事態における対応体制 ②緊急時対応マニュアルの策定 ③緊急時に備えた教育訓練 ④防犯カメラの設置による利用者の安全と安心の確保 ⑤保険加入による万一の事故に対する備え ⑥避難所開設に向けて迅速かつ適切な対応
(4) 同様・類似の業務の実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・スポーツ施設の管理運営（38施設） ・文化・スポーツ団体の事務局等、市委託事業の実施、自主事業の展開

7 市民の文化芸術の振興と向上を図るための事業について

【審査基準：条例第1号、第2号及び第5号】

仕様書6(1)に記載している業務について、市民の文化芸術の振興と向上を図るために、貴団体ができる事業への取組	<ul style="list-style-type: none"> R 4 和楽器コンサート R 5 合唱コンサート R 6 和楽器コンクール&コンサート R 7 吹奏楽マーチングバンドコンサート R 8 吹奏楽ジュニアアカデミー・室内楽等コラボコンサート
--	--

8 自主事業【審査基準：条例第2号及び第5号】

市民の文化芸術振興を推進していくために行う、自主事業への取組	①文化芸術振興事業 ②アウトリーチ事業 ③生涯学習推進事業 ④飲食・物販事業
--------------------------------	---

9 自由提案【審査基準：条例第2号及び第5号】

その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、貴団体の独自性やアピールしたいこと	<ul style="list-style-type: none">・地域と密着し、地域の人材を活かした事業の展開、施設の管理・施設の性能・魅力を引き出し、多様な利用を促進・地域とともに考える「より利用しやすい施設の形態」・文化芸術は不要不急ではなく、今こそ必要不可欠なもの
---	--

※提案の概要は、次頁からの事業計画書に基づきA4版片面4枚以内で作成してください。

事業計画書

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第1号及び第2号】

(1) 施設の管理運営についての基本方針を提示してください。

木之本スティックホールは、市民の福祉と生活文化の向上を目的として設置された施設であり、市民のために様々な学術・文化事業を行い、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に設置されています。

また、当施設は文化芸術等により北部地域の振興を図っていくための施設であり、そのために舞台スタッフの企画力・技術力を確保して、文化芸術に親しむ鑑賞機会の充実はもちろんのこと、次代の文化を担う子どもの豊かな感性の育成や、文化芸術を活かした魅力ある地域づくり推進のための事業展開を行うことが重要と考えています。

公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団（以下、「当事業団」という）は、持続可能なよりよい社会の実現（SDGs）をめざし、指定管理者として創意工夫を凝らし、「長浜市文化芸術振興ビジョン」に掲げられる目指す将来像や、目標を達成するために、長浜市や市教育委員会、文化芸術団体や地域団体等との連携・協働を推進していくとともに、市民のだれもが親しめ、多様で持続可能な文化芸術振興が実現できるよう管理運営に取り組みます。

また、市民、文化芸術団体や地域と連携し、2025年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会を見据えた機運の醸成へと繋げていきたいと考えています。

そのために、次の4つの役割を管理ビジョンとします。

①つくる

市民の誰もが親しめる文化芸術の体験(鑑賞・参加)機会の提供

②育てる

次代の文化を担う子どもや若い世代の育成や活動の応援

③支える

市民や文化芸術団体との交流や活動の支援

④つなぐ

文化芸術により人と地域がつながるコミュニティづくり



上記4つの管理運営ビジョンを基本として、次の7つの基本方針で取り組んでまいります。

基本方針①

北部地域の拠点施設としての役割に沿った事業の推進とサービスを提供します

市の北部地域を中心として、市民が本格的な文化芸術を身近に感じる機会を提供していくとともに、市民の文化活動の発表機会の充実に努めます。魅力ある文化事業やサービスを提供し、活動を広く情報発信していくことで、一人でも多くの市民に愛される文化ホールとして、地域の新たな魅力をより多くの方に伝えてまいります。

基本方針②

「誰ひとり取り残さない」をキーワードに、多様性への理解を深めます

多くの市民が訪れる公の施設として、公正性、公平性、透明性を徹底し、だれもが気軽に利用できることが求められます。そのため、年齢・性別・経験・国籍・しょうがいの有無に関わりなく、あらゆる方に利用いただきやすいよう、「誰ひとり取り残さない」をキーワードに、多様性を尊重し、誰もが気軽に立ち寄れる集いの場を実現します。

基本方針③

次代の文化を担う子どもや若い世代の育成、活動の応援をします

長浜市の将来を担う子どもや若者たちが、個々に持っている無限の可能性や能力を引き出し、感性を磨き、創造性豊かな人間形成がなされるように、文化芸術に触れる機会の提供や、文化芸術活動の支援を行います。学校教育との連携・協働を図るとともに、地域の大人と関り、多様な場面において子どもが文化芸術に触れられる機会をつくり、地域住民や子育て世代の親など家庭への啓発や情報発信を行います。

基本方針④

地域密着型の施設として、地域住民と一体となり管理運営を行います

当事業団は、長浜市を愛し、長浜市のために活動する団体として、地域振興や地域貢献を目的とした事業・イベントなど地域密着型の取り組みを続けてきました。今までの実績をより一層深めつつも、地域への還元や地域を元気にする取り組みを積極的に行い、市民や地域団体との連携・協働の体制をより強固なものにします。

また、「友の会」会員への施設運営のボランティア活動への参画や、当事業団の「アート・リーダーバンク」により、地域で活動する個人や文化芸術団体等の支援を通して、人と地域がつながり笑顔が生まれる場の創出など地域コミュニティの活性化を図ってまいります。

基本方針⑤

常に「快適で、安全・安心な施設環境」を提供します

当施設の管理運営においては、引き続き利用者の立場に立った運営を行うとともに、災害等への備えを含め、安全・安心を第一とした快適で親しみやすい施設を目指します。当事業団は、長年、施設の管理運営に携わり、施設の特徴を十分に把握していることから、市の仕様水準を上回る維持管理と有資格者を配置するとともに、アンケート等を活用し利用者の声の反映に努めます。

基本方針⑥

高い専門性を有する管理運営体制と的確な業務を遂行します

当事業団は、常に市民の立場に立った質の高いサービスが提供できるよう、「おもてなしの心」と「専門性」を高め、管理運営のプロフェッショナルとしての確に業務を遂行します。また、当事業団の中期基本計画を定め、目的・目標を明確化し、職員が共有するとともに、的確な評価・検証を行い、事業、組織体制の改善・改革を行っていきます。

基本方針⑦

地域ネットワークを活かした利用促進を図ります

北部地域では、地域ごとに音楽、邦楽、舞踊等の舞台芸術、絵画、生け花などの美術工芸等、様々な市民文化団体が活動をされています。当事業団の持つ地域ネットワークを活かし、これらの団体のさらなる利用の促進を進めます。また、余呉文化ホールも活用しながら、地域の宿泊関連事業者等と連携して、県内外の高校や大学の吹奏楽部の合宿利用や、地元企業の商品展示会、新たな利用団体を開拓するとともに、長浜市民芸術文化創造協議会加盟の文化団体・サークルや市民の自主的な文化芸術活動団体への働きかけなど、さまざまな機会をとらえて利用促進を図ります。

また、長浜文化芸術会館、浅井文化ホール、スポーツ施設等との連携により、大型の鑑賞型事業やスポーツ観戦を、オンライン配信技術の活用により、木之本スティックホールでのパブリックビューイングで行うことにより、多くの市民が気軽に文化芸術に触れられる機会の拡充を図ります。

(2) 指定管理者を希望する理由・目的を提示してください。

当事業団は、法人の目的を「文化施設、スポーツ施設並びにその他の施設の設置及び管理運営と文化及びスポーツの事業を行い、地域住民の文化及びスポーツの振興発展と豊かな人間性の涵養に寄与する」と定款に定めています。

また、その目的を達成するための事業には、

- ①文化・スポーツ施設等の管理運営
- ②豊かな人間性を涵養する芸術及び文化の振興を目的として、芸術に接する機会の提供及び文化教養講座の主催と実施
- ③長浜市における文化・スポーツ振興施策の達成を目的とした事業
- ④文化・スポーツ活動の育成及び支援等 を掲げています。

当事業団は長浜市の100%出資によって設立された経緯から、市民にとって身近な文化施設の指定管理者となり、施設の設置目的を達成するため、その施設を拠点に地域に根差した事業を展開することは責務であると考えています。

長い年月をかけて築いてきた地域の皆さまとの厚い信頼関係を活かし、公平・公正・信頼性に基づく管理運営を基本とした多種多様なニーズに応える取り組みや、利用促進・サービス向上の取り組みにより、当施設の魅力をさらに地域へと届けられると確信しています。

当事業団は、これまでの経験と実績を活かし、木之本スティックホールを文化芸術はもとより、レクリエーション・憩いの場・集いの場・交流の場として地域の方々に幅広く利用いただけるよう運営を行い、北部地域の拠点としていきたいと考えています。

(3) 施設の課題とその対応について提示してください。

課題：地域の方が利用しにくく、利用内容も限定的となっています。施設の老朽化等に加え、専門性を持った人材の不足が主な要因と考えられます。

令和元年度 稼働率 27.6% (文芸会館 44.8% 浅井文化ホール 39.6%)

利用内容 芸術 38%(内、音楽が 21%) 会議等 29% 式典等 29%

利用者 文化団体 25% 学校 8% 長浜市(指定管理者含む) 25%
公的機関 25%

・稼働率は指定管理により大幅に増加したものの、文芸・浅井に比べて10%以上低くなっています。利用内容も会議・式典等が60%を占め、芸術分野の利用が他ホールと比べてもやや低い状況です。(文芸40%、浅井44%)

また、利用者としては指定管理者を含む市や公的機関が50%を占め、学校利用が8%にとどまるなど、地域の利用が少なく、限定的となっています。

設備については設立当初の設備を修繕等行いながらも使用を継続しており、陳腐化・老朽化が進んでいます。また、直営時より舞台の設営等の専門的スタッフがおらず、高度な技術を要する舞台芸術の実施が困難と考えられます。

対応策：事業団の組織力を活かした専門的人材の配置、施設の有効活用を図り、地域の特色を活かした多様なホールの利用を促進します。

文化施設の管理経験を持つ職員の配置により、高度かつ多様な舞台芸術などの利用を促進します。また地域の団体等との連携・協力、長浜文化芸術会館や浅井文化ホール、長浜伊香ツインアリーナ等との連携による事業を展開することにより施設利用の多様化を図り、利用者の増加、稼働率の向上につなげます。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4号】

(1) 管理運営の組織体制、人員配置、人材の育成・確保等についての基本的な考え方を提示してください。

当事業団は、公益財団法人として、指定管理者、委託事業者として約40年間にわたり、長浜市の多くの文化・スポーツ施設の運営に携わってまいりました。その実績と培ったノウハウを最大限に活かし、当事業団の総合力で管理運営にあたります。

①総合力を活用した組織体制

ア) 事業団の組織と文化ホール施設の管理運営体制

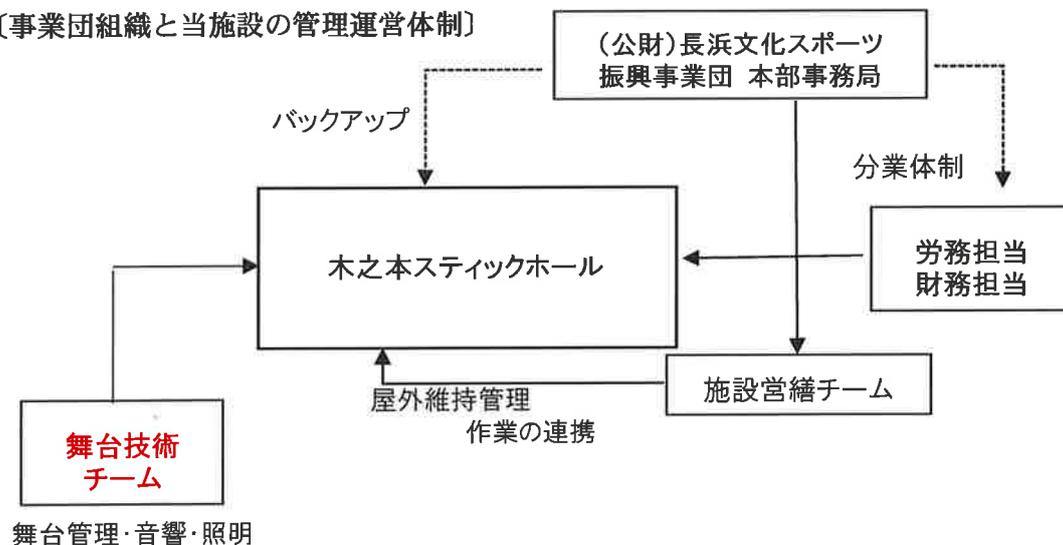
本部事務局は事業団全体を支援（スタッフの動員、維持管理業務における技術的支援）するバックアップ体制を構築し統括管理を行います。

イ) 舞台技術チームの配置・連携体制

当事業団が管理運営する文化ホール全体で専門の舞台技術チームを配置し、ホール利用時に必要な専門的技術者が舞台管理業務を行う体制を構築します。

ウ) 当事業団施設営繕チームとの連携体制

〔事業団組織と当施設の管理運営体制〕



②安全管理をより強化する専門資格者の配置

ア) 安全に施設管理を行うための人員配置

- ・ 防火管理者（甲種防火管理講習修了者）
- ・ 危険物取扱者（乙種4類）
- ・ 第3種電気主任技術者
- ・ 普通救命講習修了

イ) 専門性が高く経験豊富な人材の配置

- ・ 1級照明技術者
- ・ 2級照明技術者
- ・ 2級音響技術者
- ・ 3級音響技術者
- ・ 2級サウンドシステムチューナー
- ・ 足場の組み立て等特別教育修了
- ・ フルハーネス型墜落防止用器具特別教育修了
- ・ 全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会修了
- ・ 近畿ブロック劇場・音楽堂等アートマネジメント・技術職員研修会修了
- ・ びわ湖ホール舞台技術研修「舞台進行コース」修了

ウ) 専門性に関する研修計画

研修名	内容
舞台技術研修	びわ湖ホール舞台技術研修 ～人材育成講座～
音響技術研修	日本音響家協会主催の講習会
照明技術研修	日本照明家協会主催の講習会
近畿ブロック劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会	優れた自主事業を企画する能力の養成を図るための研修会
近畿ブロック劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会	劇場・音楽堂等の舞台技術を行なうために必要な共通技能を習得するための研修会
びわ湖ホール舞台技術研修 ～人材育成講座～	技術研修にとどまらず、実際に”公演を創る過程”を体験し、作品づくりの楽しさや専門知識・技術を実践的に学ぶことができる研修

③人材の育成・確保等について

指定管理施設の職員の資質として、公の施設職員としての公共意識や利用者の安全・安心を確保する知識、日常の施設維持管理に関するノウハウを習得することは不可欠です。

また、当施設で実施する指定管理者事業、自主事業の各種企画を立案、運営するにあたり、文化事業の企画力の向上や舞台スタッフとしての技術向上など、当施設職員として専門能力の開発は不可欠です。

そのため、職場を離れた Off-JT と、業務遂行のなかでベテラン職員が実施する OJT を組み合わせて人材育成を行います。

なお、人材確保については、基本的に長浜市およびその近隣住民を優先的に雇用することとします。

【指定管理者職員としての教育研修計画】

研修名	内容	講師	実施形態
着任時・定期教育	指定管理者制度の理解、業務内容の把握、業務実績の振り返りなど	本部職員 外部講師	着任時 年度当初
管理職スキルアップ研修	管理職としての基本的なマネジメントスキルの習得	外部講師	管理職着任時
マネージャー研修	管理監督者として必要な知識の習得	本部職員	施設長年1回
防火・防災訓練	消火器の取扱い、避難誘導、危機管理体制とマニュアルの理解	施設長 消防署職員	年2回
救急救命訓練、AED講習	救急救命訓練とAED講習会	消防署職員	年1回
人権研修	人権に対する正しい理解	外部講師	年1回
会計・事務研修	公益法人会計事務研修	総務企画担当	年1回
個人情報管理研修	個人情報保護、プライバシー保護、個人情報管理の基礎	本部職員	年1回
接遇研修	接遇マナー、苦情対応、顧客満足の基礎	外部講師	年1回
危機管理（リスクマネジメント）研修	リスク（回避、低減、共有、保有）対応について	本部職員 外部講師	年1回

(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画や、職員の文化芸術についての専門性（資格等）も提示してください。

役職	担当業務内容	資格・能力等	雇用形態	勤務形態
施設長	管理責任者 文化芸術企画渉外統括 ホール業務統括	甲種防火管理者 AED・普通救命講習修了	非常勤	通常勤務 8:30-17:15
一般職員	管理責任補佐 文化芸術企画渉外統括 設備保守管理 日常業務 舞台運営補助	甲種防火管理者 AED・普通救命講習修了	常勤	通常勤務 8:30-17:15 12:45-21:30
臨時職員	ホール業務 設備保守管理 日常業務	新規採用	常勤	通常勤務 8:30-17:15 12:45-21:30
パート職員	夜間業務	新規採用	非常勤	通常勤務 17:15-21:15

（職員の文化芸術についての専門性〔資格等〕）

文化ホールの活性化と地域の文化芸術の振興を目的とした、アートマネジメントに関する専門的な研修会や、舞台関連の技術力の向上及び舞台演出等の相談窓口のスキル向上を図るために、公益社団法人全国公立文化施設協会、公益社団法人日本照明家協会、一般社団法人日本音響家協会が開催する技術研修会へ積極的に参加し、研鑽と資格の取得に努めてまいります。

研修会への参加実績

研修会名	人数
全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会修了	2
近畿ブロック劇場・音楽堂等アートマネジメント・技術職員研修会修了	1
びわ湖ホール舞台技術研修 「舞台進行コース」修了	1

所持資格

資格名	担当業務	人数
1級照明技術者	舞台照明デザイン及び技術的な相談	1
2級照明技術者	舞台照明の操作、利用者の演出相談	2
2級音響技術者	舞台音響の操作、利用者の演出相談	1

3級音響技術者	舞台音響の操作、利用者の演出相談	2
2級サウンドシステムチューナー	舞台音響デザイン及び技術的な相談	1
乙種4類危険物取扱者	油性スモークマシンの取り扱い	2
足場の組み立て等特別教育修了証	舞台美術等の設置にかかる足場の組立て・解体作業(2m以上の高所作業:安衛則第36条)	1
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育修了証	作業床設置困難場所における舞合作業(2m以上の高所作業:安衛則第36条)	1

※いずれも重複した資格取得者のため、合計人数は配置総人員と一致しません。

- ・地域に根差し、地域の住民や関係団体等とのコミュニケーションが円滑に図れる職員を育成します。

(3) 標準的な1カ月分の勤務ローテーションを作成してください(A4版・任意様式)。

別紙のとおり

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

3 利用促進等【審査基準：条例第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組(施設の特徴を活かした自主事業の展開を含む。)及び達成目標を提示してください。

具体的な取り組み

①専門性をもったスタッフの配置による多様な事業の展開

- ・音楽、演劇、伝統芸能、講演会等、様々なジャンル、様態の事業の展開、貸館利用を促進します。

②地域の特性を最大限に活用し、地域に根差した利用の促進

- ・地域の文化団体等の利用促進
団体の支援・協力を強化し、舞台発表・練習活動等での利用を促進します。
- ・地域の学校や関連団体等の利用促進
地域の小中、高校を支援・協力し、学校等の利用を促進します。
- ・長浜伊香ツインアリーナとの連携による、スポーツ関連事業の展開
例：ツインアリーナで柔道の体験教室を実施し、木之本スティックホールで保護者向けの公演会等を実施します。

③文化ホール等のネットワークを活用した、文化芸術振興事業の展開

- ・大型鑑賞事業やスポーツ事業のパブリックビューイング
例：長浜文化芸術会館で実施している演劇公演をオンライン配信により、木之本スティックホールでライブ上映します。

【達成目標】

年度	利用者数	積算根拠
令和4年度	11,500人	令和元年度 ホール利用者数 6,051人 稼働率 27.6% 1日あたり平均利用人数 71人 (稼働日数 309日×27.6%=86日 6,051人÷86日=71人) 年度ごとに 309日×目標稼働率×71人 +諸室利用分(4,500人) +利用者増分 目標稼働率 R4 32% R5 34% R6 36% R7 38% R8 40%
令和5年度	12,100人	
令和6年度	12,400人	
令和7年度	12,900人	
令和8年度	13,400人	

(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策を提示してください

①地域団体(地域づくり協議会・文化芸術団体等)との連携

北部地域の地域づくり協議会や文化芸術団体等が実施する事業への支援・協力を行うとともに、より密接な関係性を構築していきます。

②文化芸術により人や地域がつながるコミュニティの形成

地域で活動する個人や文化芸術団体等の支援を通して、人と地域がつながり笑顔が生まれる場の創出など地域コミュニティの活性化を図ります。

③新たな利用の開拓

地域の宿泊関連事業者等と連携して、余呉文化ホールも活用しながら、県内外の高校や大学の吹奏楽部の合宿利用や、地元企業の商品展示会等、新たな利用団体を開拓します。

④文化ホール等・スポーツ施設との連携

長浜文化芸術会館、浅井文化ホール、スポーツ施設等との連携により、大型の鑑賞型事業やスポーツ観戦を、オンライン配信技術の活用により、木之本スティックホールでのパブリックビューイングで行うことにより、多くの市民が気軽に文化芸術に触れられる機会の促進を図ります。

⑤大学との連携

・滋賀文教短期大学との連携事業

SDGs でつながる学生の地域連携プロジェクトへの連携・協力を行います。

(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組を提示してください。

①ホームページによる情報発信

当事業団のホームページにより、木之本スティックホールだけでなく、長浜市の文化スポーツを統括した総合的な情報発信を行います。

②SNSを活用した情報発信

ホームページと合わせて、フェイスブックやツイッター等のSNSを活用し、人と人とのコミュニティを通じた、よりタイムリーな情報発信を行います。

③子育て支援アプリの活用

ながまるキッズ等の子育て支援アプリを活用し、ニーズに沿った情報発信を行います。

④地域に密着した情報紙等の情報媒体による発信

市内の文化ホール等のイベント情報をまとめた情報紙の発行を行います。
また、地域の情報媒体（ミニコミ誌・地域放送局など）との連携・協力による情報発信を行います。

⑤文スポちゃんねるの充実と媒体の拡大

市の広報誌「広報ながはま」における文スポちゃんねるを充実し、市の広報紙だけでなく、WEB版や動画等への拡大を図っていきます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

4 サービス向上等【審査基準：条例第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法を提示してください。

①利用者アンケート等を活用した市民・利用者のニーズの把握

利用団体や、イベント等でのお客様に対し、アンケートを実施し、施設の管理運営に対する意見、要望等の把握に努めます

②意見箱の設置

施設内に意見箱を設置し、来館者の意見をくみ取りやすい仕組みをつくります。

③地域団体等からのヒアリング

地域の文化団体や、地域づくり協議会等からの声を直接聞き、運営や事業に反映します。

(2) 利用者等からの苦情等に対する対応について提示してください。

①丁寧な一次対応の実施

利用者等の不満に思う気持ちへの同意と理解を示します。また、じっくりと相手の話を聴き、状況を把握します。

②意見、要望、苦情の組織での情報共有(月例会議の利用)

投書や電話、意見箱等での意見、要望、苦情に対しては報告書にまとめ、月例会議等で共有をはかり、対応策について検討します。同じ苦情が起きないように根本原因の解消に取り組みます。

③蓄積データをデータベース化し、同様のクレームに対する処理手順のマニュアル化

苦情内容や解決したデータを、データベース化して蓄積し、再発を防ぐ体制を構築します。対応策をマニュアル化し、顧客対応に関する内部研修で情報共有をすることで、再発防止に向けた取り組みを行うとともに、より一層のサービス向上に活かします。

④ホームページ、SNS、館内掲示等により、苦情の内容とその対応策について公表

いただいた意見等で、広く周知すべきものについては、ホームページや館内掲示等で対応策も含めて公表し、開かれた管理運営を行います。

(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組について提示してください。

①休館日の設定

週に1回の休館日を設けることで、開館日の職員の配置体制を充実させ、サービスの向上に努めます。休館日は現行の運用や、地域のまちづくりセンター等の休館日等を勘案しながら、市と協議します。

②職員のスキルアップ

- ・近畿ブロック劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会
- ・近畿ブロック劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会
- ・びわ湖ホール舞台技術研修～人材育成講座～

③データとしてのニーズの把握

ホームページやSNSのアクセス等分析によるニーズの把握、改善対応を行います。

④オンラインチケットの導入

オンラインチケットの積極的な導入により、チケット購入の利便性を高め、感染症対策として、非接触による受付対応を推進します。

⑤文スポ友の会によるチケットの先行販売

文スポ友の会を組織し、各種事業のいち早いお知らせや先行販売等の特典により、安定的な集客につなげます。

⑥舞台管理運営に関しての協力ボランティア(有償)を育成

もぎり、客席案内、プログラム配布、事業PR等、舞台管理運営に関する協力ボランティアを育成します。

⑦PDCAサイクルを活用した利用者満足度の分析管理

利用者満足度等をデータ分析し、適切な評価、検証を行ったうえで、改善にむけて取り組みを行っていきます。

⑧駐車場利用の適切誘導

多数の来場者が見込まれる公演やイベント等については、駐車場の確保と適切な誘導対応を検討します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

5 施設の管理運営等【審査基準：条例第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組について提示してください。

①複数施設一括管理による経費の削減

- ・施設営繕チームによる外構清掃作業の一元化
- ・総務企画部門による一括経理の採用
- ・舞台技術チームによる舞台管理業務の一元化
- ・業務のIT化ならびにITインフラの整備
- ・建築設備等の保守を一括管理化

②電気供給会社の契約内容検証、見直し等による電気使用料金の節減

③環境にも配慮した経費削減の取組み

- ・IT化の推進により、ペーパーレスと業務効率の改善と経費削減
- ・照明機器および設備のLED化による経費削減



(2) 利用料金の設定及び設定根拠について提示してください。

- 長浜市市民文化ホール条例に定める使用料と同料金。
- 付帯設備使用料についても、長浜市市民文化ホール管理規則に定める使用料と同料金とします。

長浜市が設定されている当施設の利用料金は、広く市民の意見も取り入れながら、市域全体のバランス、他施設の兼ね合いも十分考慮された中での設定であると理解しています。そのため指定管理期間での利用料金は、原則条例の料金体系を採用します。

ただし指定管理期間中、社会情勢等の変化により大幅な利用者の増減が生じた場合、利用料金の改定について市と協議します。

(3) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等について提示してください。

維持管理業務(清掃・保守点検・警備等)

区分	業務項目	業務内容	頻度
建築物の保守管理	外観点検	仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生、金属部分の腐食状況を確認	1回/月
	落書き点検	施設内外における落書きの有無を確認	随時
	防火対象物定期点検	消防法第8条の2の2の規定に基づく定期点検を実施	1回/年
	特殊建築物定期点検	建築基準法第12条第2項の規定に基づく建築物の定期点検の実施（令和4年・令和7年）	1回/3年
建築設備等の保守管理	自家用電気工作物保安管理	自家用電気工作物の保守点検	1回/月
	空調設備保守点検	ガスヒートポンプ・吸収式冷温水機、エアハンドリングユニット、それらの自動制御機器の保守点検	2回/年
		エアハンドリングユニット・ファンコイルユニット・室外機等の清掃	4回/年
	消防設備保守点検	自動火災報知設備・屋内外消火栓設備・非常用放送設備等の外観点検・機能点検・総合点検	2回/年
	灯油地下タンク・埋設配管機密検査	灯油地下タンク・埋設配管の気相部・液相部の点検	1回/年
	電灯設備点検	電灯設備の点検、電球等の交換	随時
	建築設備の定期点検	建築基準法第12条第4項の規定に基づく建築設備の定期点検の実施	1回/年
備品等の保守管理	備品の保守管理	備品台帳の管理、備品の保守管理	随時
	消耗品の管理	消耗品の購入、管理、補給、交換等	随時
	ピアノ保守点検	専門業者によるピアノ（YAMAHA・CF）のメンテナンス（調律を含む）	1回/年
植栽の管理	植え込みの剪定作業	植え込みの剪定作業	1回/年
	除草作業	敷地内の樹木、植え込み、芝生における除草作業	4回/年
	その他の植栽の維持管理	敷地内の樹木、植え込み、芝生における施肥、殺虫剤の散布等	随時
清掃業務	施設内定期清掃	床面掃き掃除、床面掃除機がけ	随時
		ガラス磨き上げ（全館外回りガラス部分の外側・内側）	1回/年
	トイレの清掃	床面モップ拭き、便器・洗面台清掃、鏡磨き上げ、汚物処理、トイレットペーパー・石鹸水補給、ドア拭き掃除	1回/日

	玄関の清掃	玄関周辺の掃き掃除、自動ドアのガラス磨き上げ	1回/日
	ホールの清掃	休憩所の床・ソファ・テーブルの清掃	随時
	事務所受付のガラス清掃	事務所受付のガラス磨き上げ	1回/1日
	施設周辺・駐車場の清掃	ゴミ拾い	1回/日
		除草、こけ等の除去	2回/年
	その他の施設内外の清掃	その他の施設内外の清掃	随時
除雪業務	施設の玄関周辺・駐車場等の除雪	施設の玄関周辺・駐車場等の除雪 敷地内の凍結は、必要により凍結防止剤の散布	随時
保安警備業務	保安警備業務	開館時における事故・犯罪・災害の予防、 日常の巡回、監視	随時
	機械警備	閉館時における機械警備による事故・犯罪・災害の予防	随時
駐車場交通管理業務	駐車場の安全確保	自動車等の誘導	随時
	迷惑駐車対策	周辺における迷惑駐車の防止	随時
舞台設備の維持管理	機構設備保守点検	機構設備（吊り物等）の保守点検	1回/年
	照明設備保守点検	照明設備の保守点検	1回/年
	音響設備保守点検	音響設備の保守点検	1回/年
ホール客席いすの維持管理	客席いすの点検	客席いすの破損等の有無を確認	ホール稼働日
AEDの設置管理	自動体外式除細動器の設置 管理の設置及び保守管理	消耗品等の定期的な交換及び日常的な管理点検	随時

※清掃業務におけるトイレの清掃については、ホール稼働日には利用状況に応じて頻度を増やします。

- ・日常の維持管理業務については、チェックシートを活用し、適切な業務管理を行います。
- ・施設や設備の予防保全による修繕計画
常時、良好な維持管理状態を保つため、悪くなってからメンテナンスを行うのではなく、予防保全により適切な周期で修繕を行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

6 その他【審査基準：条例第4号】

(1) 利用者の個人情報を保護するための取組を提示してください。

①個人情報保護に関する職員の意識高揚

「個人情報保護法」及び「長浜市個人情報保護条例」に従い、当事業団の「個人情

報保護方針（プライバシーポリシー）」、「個人情報保護マニュアル」に基づき、個人情報を適切に取り扱うよう徹底します。なお、「個人情報保護方針」は、ホームページ上などで公開することにより、利用者への周知を図ります。

また、全ての職員が適切に個人情報保護を実践するために、個人情報保護に関する研修を行っています。なお、個人情報の取り扱いに関する問い合わせや、苦情及び相談に対応するため、相談窓口を設置し、迅速な対応に努めます。

②個人情報保護に関する管理体制の強化

当施設の性格上、施設を利用される個人や団体の名前や住所、電話番号、生年月日等、さまざまな個人情報を扱います。そのため、指示系統・責任区分等を明確にすることや、利用者の相談窓口を設置することで、個人情報保護に関する運用を強化します。こうした管理体制の強化により、職員への個人情報保護方針の徹底と、利用者からの個人情報取得や問い合わせ・苦情等に対する迅速な対応に努めます。

③個人情報取り扱いマニュアルの遵守

「長浜市個人情報保護条例」の規定と、「個人情報保護方針」に基づき、当事業団「個人情報取り扱いマニュアル」を遵守し、個人情報の保護に努めます。

④プライバシーと人権に対する十分な配慮

個人情報保護研修の中でもプライバシーの正しい認識を促す内容を盛り込み、日常業務のなかでも、職員相互にプライバシーを守る意識が醸成されるように心掛けます。なお、広い施設内では、プライバシーの侵害だけではなく、差別的落書きのような人権侵害につながるおそれがある行為も想定されます。そうした落書きや、あるいは言動を見聞きした場合には、ただちに施設長に連絡し適切に対処します。

⑤情報公開請求への対応

事業団は、指定管理者として、利用者をはじめ一般の方から管理運営に関する情報公開の要望があった場合には、長浜市情報公開条例に沿った取扱いを行います。

なお、情報公開請求の有無に関わらず、当施設の管理運営に関する情報は、ホームページ上で積極的に開示し、運営管理の透明性を高めます。

⑥情報セキュリティ基本方針にもとづいた情報管理

管理施設の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、お客様ならびに社会の信頼に応えるべく、基本方針を定め、情報セキュリティに取り組んでいます。独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンターが実施する、中小企業自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度「SECURITY ACTION」に参画し、「二つ星」を自己宣言しています。



(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組を提示してください。

①SDGs達成に向け、エネルギーや資源の有効活用



持続可能な開発目標（SDGs）の中でも重要な目標である、「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」の達成に貢献するため、長浜市における環境施策を理解し、実践していきます。

②日常の管理運営における省エネへの取り組み

長年の施設運営の経験を活かし、職員全員で協力し、日常の管理運営におけるきめ細やかな省エネ活動に取り組みます。

- ・ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の実践
- ・ 節水・節電・省資源化の取り組み

省資源化の切り口		具体的取り組み
Reduce (リデュース)	発生抑制	・ 詰め替え用洗剤の利用 ・ 集約印刷による用紙の減量化 ・ 文書の電子化をすすめペーパーレス化を推進
Reuse (リユース)	再使用	・ 印刷ミスコピー用紙の裏紙を利用
Recycle (リサイクル)	再生利用	・ ペットボトルキャップを回収し、リサイクル基金に寄付 ・ 職員、利用者へのゴミ分別の徹底 ・ グリーン調達の徹底

③環境美化への取り組み

- ・ 地域の環境美化

びわ湖や余呉湖の環境保全や美化の推進など自然環境を守り育てていくための活動である、びわ湖一斉清掃に当事業団も毎年積極的に参加し、職員の環境美化への意識を高めます。その実践として、年4回、就業前に施設周辺の清掃活動を実施します。

(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制について提示してください。

①緊急事態における対応体制

利用者の安全確保を第一優先に行動できるよう、万一、事故や災害等が発生した場合には、緊急対応マニュアルに沿って、緊急時対応をします。

②緊急時対応マニュアルの策定

長年の管理運営の経験を活かし、利用者の安全確保を第一とした、当施設の特性に基づいたマニュアルを作成します。

ケガ・事故、停電、突発的な設備の故障、不審者の侵入などの非常事態が発生した場合は、「緊急・非常事態対応マニュアル」に基づいて、速やかに事故対策本部を当事業団本部に設置し、対応いたします。また、火災・地震・台風等の風水害時の初動対応マニュアルも作成し、緊急時の対応に備える体制を整えます。

③緊急時に備えた教育訓練

病気などの人命に関わるものや災害や事故等の怪我に関するものに関しては、職員全員が定期的に研修等を通じて迅速かつ的確な対応が行えるよう取り組みます。

また、教育研修を通じてあらゆる緊急事態に冷静かつ適切に対処できるように緊急避難訓練などを徹底し、万全の体制を構築します。

緊急避難訓練に際しては、職員だけではなく、広く利用者や地域住民にも参加を呼びかけ、日ごろから防災意識を高めます。

④防犯カメラの設置による利用者の安全と安心の確保

施設に防犯カメラを設置し、犯罪等の抑止効果を持たせることで、利用者の安全・安心を確保します。防犯カメラの運用にあたっては、防犯カメラポリシーを設け、個人情報保護を徹底します。

⑤保険加入による万一の事故に対する備え

施設においては、利用者の安全安心を第一に考え、事業団本部と現場施設の包括的な体制で維持管理を進めていくものとし、また緊急事態に対する万全な備えや予防策もとりながら施設管理を行ってまいります。しかしながら、大小に関わらず、予期せぬ事故は発生します。そういった方が一の事故への対応として、公益社団法人全国公立文化施設協会の「公立文化施設賠償責任保険」に加入します。

⑥避難所開設に向けて迅速かつ適切な対応

大規模災害発生時（地震・大雨等）には、当施設が長浜市の指定避難所に位置付けられています。当施設では、緊急時の対応マニュアルに従い関係機関と連携し、指定避難所としての機能を発揮します。

(4) 同様・類似の業務の実績等があれば、記入してください。

①公共スポーツ施設

長浜市民体育館	昭和55年～現在	41年間管理運営
長浜市民庭球場	昭和55年～現在	41年間管理運営
長浜市武徳殿	平成5年～現在	28年間管理運営
長浜球場	昭和56年～現在	40年間管理運営
西中ナイター	昭和55年～現在	41年間管理運営
神照運動公園	平成元年～現在	32年間管理運営
長浜市レクリエーション広場	平成22年～現在	11年間管理運営
長浜市民プール	平成26年～現在	6年間管理運営
浅井B&G体育館	平成元年～現在	32年間管理運営
浅井B&Gプール	平成元年～現在	32年間管理運営
浅井B&G艇庫	平成元年～現在	32年間管理運営
浅井文化スポーツ公園テニスコート	平成4年～現在	29年間管理運営

浅井球場	平成2年～現在	31年間管理運営
浅井ふれあいグラウンド	平成6年～現在	27年間管理運営
野外ステージ	平成6年～現在	27年間管理運営
浅井体育館	平成元年～現在	32年間管理運営
希望の郷公園	平成3年～現在	30年間管理運営
浅井農村環境改善センター	平成4年～現在	29年間管理運営
河川敷GG場	平成元年～現在	32年間管理運営
長浜伊香ツインアリーナ	令和2年～現在	1年間管理運営
②長浜市内の公共文化施設		
長浜市民交流センター	平成31年～現在	2年間管理運営
③長浜市内の直営スポーツ施設		
長浜サンドーム	平成12年～現在	21年間管理運営
長浜ヨットハーバー	昭和57年～現在	39年間管理運営
すぱーく浅井	平成8年～現在	25年間管理運営
④過去の管理運営実績		
旧長浜市民プール、長浜市サイクリングターミナル、長浜市民会館、リュートプラザ 浅井文化ホール、国際交流ハウス、長浜文化芸術会館、長浜サンパレス		
⑤文化・スポーツ団体の事務局等、市委託事業の実施、自主事業の展開		
＜文化関連事務局等＞		
長浜音楽祭実行委員会事務局		
長浜音楽協会事務局		
＜スポーツ関連事務局等＞		
びわ湖長浜ツーデーマーチ実行委員会事務局		
長浜市あざいお市マラソン実行委員会事務局		
エンジョイスports・イン・長浜実行委員会事務局		
長浜市スポーツ協会事務局、長浜市スポーツ推進委員会事務局		
長浜市スポーツ少年団事務局		
＜長浜市委託事業＞		
長浜市民芸術文化創造協議会事業（R2 「音楽物語ピーターと狼」）		
＜自主事業の展開＞		
滋賀県吹奏楽フェスティバル in 長浜		
関西フィルハーモニー管弦楽団リラックスコンサート		
夏のハーモニー ～ファンタジックな世界へ～		

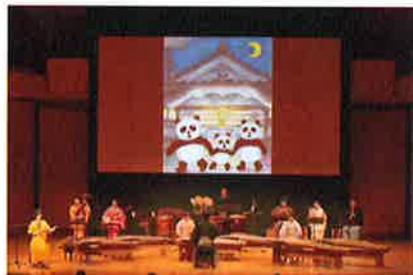
7 市民の文化芸術の振興と向上を図るための事業について【審査基準：条例第1号、第2号及び第5号】

仕様書 6 (1) に記載している業務について、市民の文化芸術の振興と向上を図るために、貴団体ができる事業への取組について記入してください。(5年間の計画概要を記入ください)

木之本スティックホールでは、北部地域の振興につながる文化・伝統産業などと協働した音楽・演劇・伝統芸能等の文化公演を年1回以上実施します。実施計画は下記のとおりです。

年度	事業名(仮称)	概要
R4	和楽器コンサート	木之本地域の伝統産業である、琴糸・三味線糸と関連した和楽器によるコンサート
R5	合唱コンサート	余呉地域の合唱クラブ等とプロとのコラボコンサート
R6	和楽器コンクール&コンサート	琴・三味線を中心とした、和楽器のコンサート。自主事業で行う、和楽器コンクールの上位入賞者とプロの共演等。
R7	吹奏楽マーチングバンドコンサート	長浜伊香ツインアリーナで計画している、マーチングバンドコンサートと連携した吹奏楽のコンサート
R8	吹奏楽ジュニアアカデミー・室内楽等コラボコンサート	市内全域で展開する吹奏楽クラブと、プロの室内楽等のコラボコンサート

出演者や地域の関連団体等との調整により事業内容、開催年度等が変更になることがあります。



欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

8 自主事業【審査基準：条例第2号及び第5号】

市民の文化芸術振興を推進していくために長浜市の現状と課題を分析したうえで、貴団体ができる自主事業への取組について記入してください。

①文化芸術振興事業

・和楽器コンクール

木之本地域の伝統産業である、琴糸・三味線糸と関連した和楽器によるコンクールを実施します。毎年開催し、コンクール上位入賞者とプロのジョイントコンサート等を開催します（文化芸術振興事業として）

・人形劇事業

地域の人形劇団体等と連携・協力した人形劇公演を行います。

・文化芸術事業のサテライト事業

長浜文化芸術会館、浅井文化ホール、スポーツ施設等との連携により、大型の鑑賞型事業やスポーツ観戦を、オンライン配信技術の活用により、木之本スティックホールでのパブリックビューイングで行うことにより、多くの市民が気軽に文化芸術に触れられる機会の促進を図ります。

例：文芸会館での落語公演を木之本スティックホールにオンライン配信し、スクリーンで上映する。

②アウトリーチ事業

地域創造「公共ホール音楽活性化事業」を活用し、プロのアーティストによる地域の学校等へのアウトリーチ事業を展開するとともに、木之本スティックホールでの公演を実施します。木之本地域の伝統産業である、琴糸・三味線糸と関連した和楽器によるアウトリーチ活動を推進します。



③生涯学習推進事業

・吹奏楽ジュニアアカデミー（吹奏楽クラブ）

市内の中高生を対象とした吹奏楽クラブを設立します。

北部地域では吹奏楽部がないなど、吹奏楽にふれる機会が少なく、北部地域の中高生の参加に重点を置き、木之本スティックホールを練習場所として使用し、練習活動を行います。講師は地域の音楽関係者に依頼するとともに、年数回プロの指導者も依頼します。地域の中学校・高校との連携も図ります。

土日を基本に練習を行い、発表会等も実施します。

（長浜市民芸術文化創造協議会の中学校吹奏楽交流事業の関連事業、文化庁「地域文化倶楽部創設支援事業」モデル事業として実施を検討）



④ 飲食・物販事業

地域づくり協議会等と連携・協力しながら、イベント時の特産品等の展示・販売ブースを展開していきます。

また、館内に飲料の自動販売機を設置し、利用者の憩いや交流の場としての活用を図ります。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

9 自由提案【審査基準：条例第2号及び第5号】

(1) その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、貴団体の独自性やアピールしたいことがあれば、記入してください。

文化芸術や生涯学習にふれるきっかけというのは、実際に自らが観たり、聴いたり、体験したりといったことがほとんどではないかと思えます。そのためには、自分が出会った文化や学びに深く感動し、この出会いから得られた感動を、一人でも多くのひとに「分かち合いたい」「伝えたい」と感じる機会やきっかけをいかに提供できるかが重要であると考えます。

木之本スティックホールは、市が現在策定中の「長浜市文化芸術振興ビジョン」において、今後の10年で、高機能で維持管理費が高額な「文化ホール」として存続させていくのではなく、市民がより利用しやすい施設への用途変更を行うものとされています。

このことを踏まえ、当施設の管理運営、事業実施にあたっては、地域の学びや交流の場として、また文化芸術の発信の場として活用されるよう努めるとともに、スティックホールが持つ「文化ホール」、そして「生涯学習施設」としての性能・魅力を最大限に引き出し、多様な利用を促進することで、生涯学習文化における北部振興の拠点として施設の可能性を広げていきます。そのうえで、市や地域の方、関係団体との信頼を深め、地域の方が「より利用しやすい施設の形態」をともに考えていきます。

		施設長	一般	臨時	パート	舞台技術 チーム
1	月	休	休	休		
2	火	休	○	▲		
3	水	○	休	○		
4	木	○	▲	休		
5	金	○	○	○	▲	
6	土	○	○	▲		
7	日	○	○	○		○
8	月	休	休	休		
9	火	休	○	▲		
10	水	○	休	○		
11	木	○	▲	休		
12	金	○	○	○		
13	土	○	○	○	▲	○
14	日	○	○	▲		
15	月	休	休	休		
16	火	○	休	○		
17	水	○	▲	休		
18	木	○	○	○		
19	金	○	○	○	▲	
20	土	○	○	▲		
21	日	休	○	▲		
22	月	休	休	休		
23	火	○	○	○	▲	
24	水	○	▲	休		
25	木	休	○	○		
26	金	○	○	▲		
27	土	○	▲	○		▲
28	日	○	休	○		
29	月	休	休	休		
30	火	休	○	▲		
31	水	○	休	○	▲	

○8:30~17:15 ▲12:45~21:30 AM8:30~12:30 △17:00~21:30
 (パートは17:15~21:15)

様式第3号

収支計画書（総括表）【審査基準：条例第3号及び第4号】

1 収入

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
指定管理料	14,452	14,452	14,452	14,452	14,452	72,260
利用料金収入	1,200	1,270	1,360	1,440	1,530	6,800
その他の収入	181	226	276	386	276	1,345
小計（指定管理業務）	15,833	15,948	16,088	16,278	16,258	80,405
自主事業収入	1,110	1,285	1,285	1,110	1,110	5,900
合計	16,943	17,233	17,373	17,388	17,368	86,305

2 支出

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
人件費	7,224	7,293	7,364	7,434	7,506	36,821
維持管理費	7,909	7,815	7,644	7,784	7,672	38,824
修繕費	500	500	500	500	500	2,500
その他の支出	200	340	580	560	580	2,260
小計（指定管理業務）	15,833	15,948	16,088	16,278	16,258	80,405
自主事業費	1,110	1,285	1,285	1,110	1,110	5,900
合計	16,943	17,233	17,373	17,388	17,368	86,305

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料		14,452	令和4年度指定管理料
利用料金収入		1,200	ホール100件 諸室200件
その他	文化事業収入	145	参加料収入 1,500円×80人、500円×50人
	その他	36	自動販売機電気代相当分等
	計	181	
小計（指定管理業務）		15,833	
自主事業収入		1,110	公演等入場料、自販機販売手数料
合計		16,943	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費		7,224	館長1名 正規1名 臨時1名 パート1名
維持管理費	消耗品費	104	舞台消耗品・管理事務消耗品
	燃料費	600	灯油代
	光熱水費	3,252	電気、ガス、水道
	印刷製本費	40	施設パンフレット等
	通信運搬費	264	電話・FAX・インターネット・郵送料
	手数料	125	振込手数料・廃棄物処理料
	保険料	60	公立文化施設賠償責任保険
	委託費	2,499	機械警備・建物管理・建築物点検等
	使用料及賃借料	207	AED使用料、コピー機使用料
	負担金等	38	公立文化移設協会加盟負担金
	公課費	720	消費税
	計	7,909	
修繕費		500	施設修繕費
その他	文化事業	200	和楽器コンサート実施費用
	計	200	
小計（指定管理業務）		15,833	
自主事業費		1,110	吹奏楽アカデミー他4件、自販機電気代
合計		16,943	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料		14,452	令和5年度指定管理料
利用料金収入		1,270	ホール105件 諸室220件
その他	文化事業収入	190	参加料収入 1,500円×100人、500円×80人
	その他	36	自動販売機電気代相当分等
	計	226	
小計（指定管理業務）		15,948	
自主事業収入		1,285	公演等入場料、自販機販売手数料
合計		17,233	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費		7,293	館長1名 正規1名 臨時1名 パート1名
維持管理費	消耗品費	108	舞台消耗品・管理事務消耗品
	燃料費	600	灯油代
	光熱水費	3,303	電気 ガス 水道
	印刷製本費	30	施設申請書等
	通信運搬費	264	電話・FAX・インターネット・郵送料
	手数料	125	振込手数料・廃棄物処理料
	保険料	60	公立文化施設賠償責任保険
	委託費	2,350	機械警備・建物管理・建築設備点検等
	使用料及賃借料	207	AED使用料、コピー機使用料
	負担金等	38	公立文化移設協会加盟負担金
	公課費	730	消費税
	計	7,815	
修繕費		500	施設修繕費
その他	文化事業	340	合唱コンサート実施費用
	計	340	
小計（指定管理業務）		15,948	
自主事業費		1,285	吹奏楽アカデミー他4件、自販機電気代
合計		17,233	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料		14,452	令和6年度指定管理料
利用料金収入		1,360	ホール111件 諸室250件
その他	文化事業収入	240	参加料収入 2,000円×100人、500円×80人
	その他	36	自動販売機電気代相当分等
	計	276	
小計（指定管理業務）		16,088	
自主事業収入		1,285	公演等入場料、自販機販売手数料
合計		17,373	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費		7,364	館長1名 正規1名 臨時1名 パート1名
維持管理費	消耗品費	80	舞台消耗品・管理事務消耗品
	燃料費	500	灯油代
	光熱水費	3,253	電気 ガス 水道
	印刷製本費	30	施設申請書等
	通信運搬費	264	電話・FAX・インターネット・郵送料
	手数料	125	振込手数料・廃棄物処理料
	保険料	60	公立文化施設賠償責任保険
	委託費	2,350	機械警備・建物管理・建築設備点検等
	使用料及賃借料	207	AED使用料、コピー機使用料
	負担金等	38	公立文化移設協会加盟負担金
	公課費	737	消費税
	計	7,644	
修繕費		500	施設修繕費
その他	文化事業	580	和楽器コンサート（コンクール連携事業）
	計	580	
小計（指定管理業務）		16,088	
自主事業費		1,285	吹奏楽アカデミー他4件、自販機電気代
合計		17,373	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目	金額	積算根拠等	
指定管理料	14,452	令和7年度指定管理料	
利用料金収入	1,440	ホール117件 諸室270件	
その他	文化事業収入	350	参加料2,000円×150人、1,000円×50人
	その他	36	自動販売機電気代相当分等
	計	386	
小計（指定管理業務）	16,278		
自主事業収入	1,110	公演等入場料、自販機販売手数料	
合計	17,388		

2 支出

科目	金額	積算根拠等	
人件費	7,434	館長1名 正規1名 臨時1名 パート1名	
維持管理費	消耗品費	66	舞台消耗品・管理事務消耗品
	燃料費	500	灯油代
	光熱水費	3,252	電気 ガス 水道
	印刷製本費	30	施設申請書等
	通信運搬費	264	電話・FAX・インターネット・郵送料
	手数料	125	振込手数料・廃棄物処理料
	保険料	60	公立文化施設賠償責任保険
	委託費	2,499	機械警備・建物管理・建築物点検等
	使用料及賃借料	207	AED使用料、コピー機使用料
	負担金等	38	公立文化移設協会加盟負担金
	公課費	743	消費税
	計	7,784	
修繕費	500	施設修繕費	
その他	文化事業	560	マーチングコンサート
	計	560	
小計（指定管理業務）	16,278		
自主事業費	1,110	吹奏楽アカデミー他3件、自販機電気代	
合計	17,388		

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料		14,452	令和8年度指定管理料
利用料金収入		1,530	ホール123件 諸室300件
その他	文化事業収入	240	参加料収入 2,000円×100人、500円×80人
	その他	36	自動販売機電気代相当分等
	計	276	
小計（指定管理業務）		16,258	
自主事業収入		1,110	公演等入場料、自販機販売手数料
合計		17,368	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費		7,506	館長1名 正規1名 臨時1名 パート1名
維持管理費	消耗品費	80	舞台消耗品・管理事務消耗品
	燃料費	500	灯油代
	光熱水費	3,262	電気 ガス 水道
	印刷製本費	30	施設申請書等
	通信運搬費	270	電話・FAX・インターネット・郵送料
	手数料	125	振込手数料・廃棄物処理料
	保険料	60	公立文化施設賠償責任保険
	委託費	2,350	機械警備・建物管理・建築設備点検等
	使用料及賃借料	207	AED使用料、コピー機使用料
	負担金等	38	公立文化移設協会加盟負担金
	公課費	750	消費税
	計	7,672	
修繕費		500	施設修繕費
その他	文化事業	580	吹奏楽アカデミーと室内楽コラボコンサート
	計	580	
小計（指定管理業務）		16,258	
自主事業費		1,110	吹奏楽アカデミー他3件、自販機電気代
合計		17,368	

注 事業年度ごとに記入してください。

